

	雇入れ時・作業内容変更時の教育	特別教育	職長等の教育
条文	事業者は、労働者を雇い入れたとき又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対しその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。	事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。	事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
教育対象	・労働者を雇い入れたとき ・労働者の作業内容を変更したとき	危険又は有害な業務で省令で定めるものに労働者をつかせるとき	一定の業種で、新たに職務につくこととなった職長等
教育内容	①機械等、原材料等の危険性及びこれらの取扱い方法に関すること ②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること ③作業手順に関すること ④作業開始時の点検に関すること ⑤当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること ⑥整理、整頓とん及び清潔の保持に関すること ⑦事故時等における応急措置及び退避に関すること ⑧その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項	安全衛生特別教育規等において厚生労働大臣が科目や時間を定めている	①作業方法の決定及び労働者の配置に関すること ②労働者に対する指導又は監督の方法に関すること ③危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること ④異常時等における措置に関すること ⑤その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること
省略	・安全管理者を選任すべき業種以外の業種の事業場の労働者については、①～④までの事項についての教育を省略することができる。  ・事業者は、上記教育内容に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。	・事業者は、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。	・事業者は、上記事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができる。
対象業種 対象業務	すべての業種  <備考> ・臨時労働者を含むすべての労働者が対象となる。 ・派遣労働者に係る雇入れ時の教育の実施義務は、派遣元事業者に課せられている。 ・派遣労働者に係る作業内容変更時の教育の実施義務は、派遣先事業者及び派遣元事業者に課せられている。	①小型ボイラーの取扱いの業務 ②つり上げ荷重が5トン未満のクレーン（移動式クレーンを除く）の運転の業務 ③つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務 ④つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務 ⑤建設用リフトの運転の業務 ⑥つり上げ荷重が1トン未満のクレーン又はデリックの玉掛けの業務 ⑦ゴンドラの操作の業務 ⑧最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務 ⑨作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務 など	①建設業 ②製造業（ただし、次に掲げるものを除く） ・たばこ製造業 ・繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く） ・衣服その他の繊維製品製造業 ・紙加工品製造業（セロファン製造業を除く） ③電気業 ④ガス業 ⑤自動車整備業 ⑥機械修理業
記録の保存	不要	必要 特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければならない。	不要